

城東特別養護老人ホームの利用料について

①介護保険サービス単価(1日あたり)

| 要介護度 | 単 位 | | 1日あたりの負担額 | |
|-------|-----|----|-----------|---|
| 要介護 1 | 652 | 単位 | 699 | 円 |
| 要介護 2 | 720 | 単位 | 772 | 円 |
| 要介護 3 | 793 | 単位 | 850 | 円 |
| 要介護 4 | 862 | 単位 | 924 | 円 |
| 要介護 5 | 929 | 単位 | 996 | 円 |

※利用者負担は、加算を加え級地加算(10.72)をかけたものの1割・2割・3割です。負担割合は個人によって違います。

②加算の種類と単価(1日あたり)

| 加算の名称 | | 単位数等 | 加算の内容 |
|-------|------------------|---|---|
| 1 | 級地加算 | 10.72 % | 地域別の加算 |
| 2 | 看護体制加算(Ⅰ) | 4 単位 | 常勤看護職員を1人以上配置している場合 |
| 3 | 看護体制加算(Ⅱ) | 8 単位 | 看護職員を配置基準よりも1人多く配置し、病院等と24時間の連絡体制を確保している場合 |
| 4 | 日常生活継続加算 | 46 単位 | 要介護度の高い方が中心の生活施設で、より質の高いケアを実施する施設を評価 |
| 5 | 夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ | 18 単位 | 夜勤時間帯に勤務する職員数が配置基準を1名以上、上回る体制が取れているため |
| 6 | 精神科医体制加算 | 5 単位 | 精神科を担当する医師を配置している場合に加算 |
| 7 | 栄養ケアマネジメント強化加算 | 11 単位 | 低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している |
| 8 | 個別機能訓練加算(Ⅰ) | 12 単位 | 機能訓練指導員を常勤専任で1名以上配置し、利用者様の同意のもと個別に機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施した場合 |
| | 個別機能訓練加算(Ⅱ) | 20 単位 | 個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること |
| 9 | 生活機能向上連携加算(Ⅰ) | 100 単位/月 | 訪問リハビリなどを実施している事業所・病院の理学療法士などが加わって作成した個別機能訓練計画を作成・実施した場合(該当の方のみ)理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場またはICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行う |
| | 生活機能向上連携加算(Ⅱ) | 200 単位/月 | 訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合または、リハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う |
| 10 | 療養食加算 | 6 単位/1食 | 疾病治療の発行する食事せんに基づいた適切な栄養量及び内容の食事を提供した場合に加算(該当の方のみ) |
| 11 | 看取り介護加算 | 死亡日以前の45~31日:72単位/ 死亡日以前の4~30日:144単位/ 死亡日の前日・前前日:780単位/ 死亡日:1580単位 | 看取り介護の同意を頂いた場合に、死亡日からさかのぼって加算(該当の方のみ) |
| 12 | 外泊時加算 | 246 単位/日 | すみれ病院以外の病院に入院した場合および居宅に外泊した場合に加算(1ヶ月に6日まで。外泊初日および最終日は除く) |
| 13 | 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) | 1月につき、所定単位×83/ 1000 (8.3%) | |
| 14 | 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) | 1月につき、所定単位×27/ 1000 (2.7%) | |

③保険外の負担

| | |
|-------------------|---------|
| 食費(1日あたり) | 1,445 円 |
| 居住費(1日あたり) | 2,006 円 |
| 日用品費(1日あたり、消費税込)※ | 165 円 |
| 個別行事の費用※ | 実 費 |
| 金銭貴重品管理費(1ヶ月あたり)※ | 2,000 円 |

※印の費用については、お申込みの方ないし活動参加された方のみ請求いたします。

④1か月の利用者負担額のおおよその例

月30日の食費・居住費、サービス費1割負担、加算1~6・8(1)・10・13・14の対象であるとして計算しております。

| | | |
|----------|---------|---|
| 要介護 1 の方 | 135,717 | 円 |
| 要介護 2 の方 | 138,145 | 円 |
| 要介護 3 の方 | 140,751 | 円 |
| 要介護 4 の方 | 143,214 | 円 |
| 要介護 5 の方 | 145,606 | 円 |

<④についての注記>

- 1ヶ月は30日とし、食費・居住費・日用品費込み、個別行事費・金銭貴重品管理費は含めず計算しています。
- この他、医療費の自己負担分、健康保険料、介護保険料、理美容費、老人クラブ会費などが必要です。
紙おむつ・バスタオルは当施設で用意いたしますので、原則として別途料金は発生いたしません。
洗濯は当施設で行いますので、原則として別途料金は発生しません(手洗い・ドライクリーニングは対応しかねます)。
- この試算は、利用者負担第4段階(課税世帯)の方の場合です。非課税世帯であるなど条件に該当する方は、高額介護サービス費の適用及び食費・居住費の負担減免を受けることができます(別表2参照)。
減免を受けるには、各区の保健福祉センター窓口への申請が必要です。

<外泊時の利用料についての注記>

1. 外泊や入院をされた場合、翌日からサービス費・食費・日用品費は請求せず、外泊時加算のみ算定します。
2. 併設医療機関であるすみれ病院への入院の場合は、入退院当日のサービス費・食費・外泊時加算は算定しません。
3. 利用者負担第1~3段階の方の場合は、負担限度額に準じた額(別表2参照)を頂きます。
居住費については、利用者負担第4段階の方の場合は、1日2,006円の居住費を頂きます。
空床を短期入所生活介護事業に転用させていただく場合、利用者負担段階にかかわらず居住費は頂きません。

【別表2】

利用者負担軽減適用後の負担額について

城東特別養護老人ホーム

1. 利用者負担第1段階(生活保護受給者)の方

| サービス費負担上限額 | 居住費(1日) | 食費(1日) | 日用品費(1日、税込) | 1か月のおよその負担額 |
|------------|---------|--------|-------------|-------------|
| 15,000円 | 820円 | 300円 | 165円 | 53,550円 |

2. 利用者負担第2段階(年収80万円以下)の方

| サービス費負担上限額 | 居住費(1日) | 食費(1日) | 日用品費(1日、税込) | 1か月のおよその負担額 |
|------------|---------|--------|-------------|-------------|
| 15,000円 | 820円 | 390円 | 165円 | 56,250円 |

3. 利用者負担第3段階 ① (年金収入等80万超120万円以下)の方

| サービス費負担上限額 | 居住費(1日) | 食費(1日) | 日用品費(1日、税込) | 1か月のおよその負担額 |
|------------|---------|--------|-------------|-------------|
| 24,600円 | 1,310円 | 650円 | 165円 | 88,350円 |

4. 利用者負担第3段階 ② (年金収入等120万円超)の方

| サービス費負担上限額 | 居住費(1日) | 食費(1日) | 日用品費(1日、税込) | 1か月のおよその負担額 |
|------------|---------|--------|-------------|-------------|
| 24,600円 | 1,310円 | 1,360円 | 165円 | 109,650円 |

<別表2についての注記>

1. 要介護度が低い方や利用日数が少ない方では実際の負担額が負担上限額より少ない場合もあります。
2. 1ヶ月を30日とし、食費・居住費・日用品費込み、個別行事費・金銭貴重品管理費は含めず計算しています。
3. この他、医療費の自己負担分、健康保険料、介護保険料、理美容費、老人クラブ会費などが必要になります。
4. 減免適用があっても負担しきれない等の場合、社会福祉法人による減免などが適用となる場合もありますので、居住地の区役所もしくは当施設にご相談下さい。